



には、当該地方税等に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含むものとする。

(委託納付をするのに適することとなった時)

**第七条** 法第十六条第四項に規定する政令で定める時は、地方税等の地方税法第十一条の四第一項に規定する法定納期限(次の各号に掲げる地方税等については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税又は地方法人特別税に係る延滞金については、その徴収の基因となった地方税又は地方法人特別税に係る当該各号に定める時とする。)と還付金等(法第十六条第一項各号に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。)が生じた時(還付加算金については、その計算の基礎となった還付金等が生じた時)とのいずれか遅い時とする。

一 地方税法第十一条の四第一項に規定する法定納期限後にその納付すべき税額が確定した地方税(当該地方税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含まないものとする。次号から第四号までにおいて同じ。)又は地方法人特別税(当該地方法人特別税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含まないものとする。第三号及び第四号において同じ。)その納付の告知書を発した時(申告により税額が確定されたものについては、その申告があった時とする。)

二 納期を分けている地方税 地方税法又はこれに基づく条例の規定による納期限

三 地方税法第十三条の二第三項の規定により告知がされた地方税又は地方法人特別税 その告知により指定された納期限

四 地方税法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予(盗難にかかったことによるものを除く。)又は同法第五十五条の二第二項、第五十五条の四第一項、第七十二条の三十九の二第二項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第二項、第七十二条の三十九の四第一項、第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一條の十一の二第一項、第三百二十一條の十一の三第一項、第六百一一条第三項若しくは第四項(これらの規定を同法第六百二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。)、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項の規定による徴収の猶予に係る地方税又は地方法人特別税 その徴収の猶予の期限

五 督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金 その納付の告知書を発した時

六 滞納処分費 その確定した時

七 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき地方税等 その告知に関する文書を発した時

(賦課徴収又は申告納付に関する報告)

**第八条** 都道府県知事は、毎年度、総務大臣に対し、前年度の地方法人特別税の申告及び決定の件数、当該申告及び決定に係る納付すべき地方法人特別税額、前年度の地方法人特別税に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

(法人税法施行令の適用の特例等)

**第九条** 地方法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法施行令(昭和三十九年政令第九十条の六第一七号)	第三百二十九条の六第一項	地方税に該当する	地方税に該当するものとし、地方税法第十一条の二、第二項又は第三項(第二次納税義務)の規定の例により納付すべき地方法人特別税及び地方法人特別税に係る延滞金等(地方法人特別税に係る延滞金及び加算金をいう。次項において同じ。)並びにこれらの督促手数料及び滞納処分費は、法第三十九条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる国税に該当する加算金に該当するものとし、地方法人特別税に係る延滞金等(地方税法第七十二条の四十五の二(法人の事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金)の規定の例により納付すべき延滞金を除く。)は、同項第一号に掲げる延滞税及び加算税に該当する
相続税法施行令(昭和三十五年政令第七十一号)	第一条の十第五項第一号	翌期控除事業税相当額	翌期控除事業税等相当額
	第三百二十九条の六第二項	加算金に該当する	加算金に該当するものとし、地方法人特別税に係る延滞金等(地方税法第七十二条の四十五の二(法人の事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金)の規定の例により納付すべき延滞金を除く。)は、同項第一号に掲げる延滞税及び加算税に該当する
	第三十三条第一項第一号	翌期控除事業税相当額	翌期控除事業税等相当額
	(の額)	(の額及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した地方法人特別税の額の合計額)	(の額及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した地方法人特別税の額の合計額)
	並びに	並びに	並びに
	事業税の額及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した地方法人特別税の額	事業税の額及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した地方法人特別税の額	事業税の額及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した地方法人特別税の額

## 附則抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(施行日以後最初に開始する事業年度における地方法人特別税の中間申告納付額に係る特例)

第二条 地方法人特別税の納税義務者が法の施行の日以後に開始する最初の事業年度（地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る地方法人特別税について法第十一条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合における地方法人特別税の額（次項において「中間申告納付額」という。）は、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の法人の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の二・七倍の額に相当する額とする。

2 都道府県は、前項に規定する場合において、当該中間申告納付額に係る法第十一条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の二十八若しくは第七十二条の三十三の規定による申告書に記載された地方法人特別税の額又は当該中間申告納付額に係る法第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定に係る地方法人特別税の額が、当該中間申告納付額に満たないとき、又はないときであつて、当該中間申告納付額と併せて同法第七十二条の二十六の規定により納付された法人の事業税の全部又は一部に相当する金額を還付するときは、当該満たない金額に相当する中間申告納付額又は当該中間申告納付額の全額を還付するものとする。

附則（平成二〇年四月三〇日政令第一五七号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二条の改正規定、第四条の五の改正規定及び第五章に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第五条及び第六条の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日政令第一〇〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。